

# 四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金交付要綱

令和7年3月28日

告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、本市に移住する若者の住宅の賃借に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住者の生活を支援し、もって移住及び定住を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年1月1日から同年12月31日までに本市に転入した者（当該転入の直前まで3年以上愛媛県外に居住していた者に限る。）
- (2) 前号の規定による転入の日（以下「転入日」という。）において、本人又は同一世帯に属する者が満39歳以下である者
- (3) 転入日から起算して1年以上を経過し、第6条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）においても引き続き市内に住所を有する者
- (4) 本人及び同一世帯に属する者に市税の滞納がない者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者
- (6) 国、地方公共団体等から住居に係る手当等を受けている者でない者
- (7) 日本国籍を有さない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市への転入（学校への就学、勤務先の命令に基づく転勤又は勤務先と関連のある企業等への赴任による転入を除く。）に伴い市内に存する住宅を賃借する事業とする。

2 前項の住宅は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅その他の公的賃貸住宅
- (2) 官舎、雇用促進住宅、社宅及び社員寮
- (3) 3親等内の親族が所有する住宅

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、転入日から申請日までの期間における補助対象事業の実施に伴い締結した賃貸借契約に基づく賃借料（賃貸借契約の変更によりその額が変更となる場合は、当該契約の変更前の額と変更後の額のいずれか少ない額）とする。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の直接住宅の賃料とはならないものを除いた額とし、勤務先から住居に係る手当等が支給されている場合は、当該手当等を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1月当たりの補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と1万円のいずれか少ない額に住宅を賃借した月数（12月分までに限る。）を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯員全員の戸籍の附票の写し
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 市税に未納がないことを証する書類（世帯に属する納税義務者を含む。）
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第7条に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所  
氏名  
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

|           |      |                                                                             |
|-----------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 転入日       |      | 年 月 日                                                                       |
| 転入前の状況    | 前住所  |                                                                             |
|           | 居住期間 | 年 月 ～ 年 月                                                                   |
| 賃借した住宅    | 所在地  |                                                                             |
|           | 所有者  |                                                                             |
| 1月当たりの賃借料 |      | 円                                                                           |
| 事業実施期間    |      |                                                                             |
| 交付申請額     |      | 円                                                                           |
| 誓約事項      |      | 市内の学校への就学、勤務先の命令に基づく転勤又は勤務先と関連のある企業等への赴任ではないことを誓約します。<br>氏名 _____（署名又は記名押印） |

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 戸籍の附票の写し
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 市税に未納がないことを証する書類（世帯に属する納税義務者を含む。）
- (5) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (6) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、四国中央市若者移住及び定住促進家賃補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

|              |         |      |  |
|--------------|---------|------|--|
| 金融機関名        |         | 支店名  |  |
| 預金種別         | 普通 ・ 当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ<br>口座名義 |         |      |  |

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限る。